

(別添) 主要国等のステートメントの概要

□ 橋本総理

- ・ 先進国が、意味があり、現実的で公平な法的拘束力のある削減目標へ合意することが必要。
- ・ 途上国を含めた全締約国が対策の強化に進んで取り組んでいくことが必要。
- ・ 我が国としては、総合的、計画的に実効ある対策を講じていく。具体的には次の3点を中心とする。
 - (1) エネルギー効率改善のための制度の整備を行う。
 - (2) 革新的技術開発を国際協力により加速度的に推進。
 - (3) 人材育成、最優遇条件での円借款の供与、技術・経験の移転を三本柱とする「京都イニシアティブ」に基づく支援、温暖化防止支援の対象分野の拡大、中進国への優遇条件での円借款の供与等を実施する。

□ コスタリカ大統領

- ・ 本会議では3つの要素が重要である。
 - ① 先進国の大幅削減。現在の数値は低すぎる。
 - ② 資金供与制度の合意。先進国と途上国の連携強化。開発と環境の統合が図れる。
 - ③ 途上国の最善の努力が必要。削減に約束はできないが、最善の努力についての約束をする用意がある。
- ・ ③の要素は、①及び②の状況によって決まると考える。

□ 米国ゴア副大統領

- ・ 米国の提案は以下のとおり。
 - ・ 6ガスを対象とすることが必要。
 - ・ ソースとシンクを含む土地と大気のリンクを認識。
 - ・ それらを実現するために排出権取引、共同実施及び調査研究を提示。
 - ・ 2012年以降に1990年レベル以下に排出量を削減。
 - ・ 共通の問題に取り組むための全ての国の参加。
 - ・ 厳密なモニタリングと信頼性が重要。
- ・ クリントン大統領との今朝の電話を踏まえ、米国代表団に対し、もし現実的な目標とタイムテーブル、市場メカニズム及び主要途上国の参加が確保されるような包括的な計画が設定されるならば、交渉の柔軟性を増加するように指示した。

□ 大木COP3議長

- ・ 本交渉で成果を得るためには次のアプローチが必要。
 - ・ 先進国による温室効果ガス削減の率先したコミットメント。
 - ・ 多くの途上国による自発的なイニシアティブによる全締約国の取組の促進。

□ ザミット・クタヤール気候変動枠組条約事務局長

- ・ 本交渉における具体的な課題は以下の二つ。
 - ① 排出量削減目標の信頼性。さらに行動のレビューや遵守における信頼性も重要。

- ② エボリューションについては、長い時間が必要であり京都で合意するのは無理。京都では、まず中心的な目標である先進国の排出量削減を優先すべき。

□ タンザニア大臣（G77代表）

- ・ 途上国の自発的な取組を進めるには、先進国からの資金技術の移転が必要。
- ・ ガス毎のアプローチが望ましいが、バスケット方式も受け入れ可。
- ・ 本来は明確な一律削減が望ましいが、QERL0sの差異化にも同意。
- ・ 途上国の新たなコミットメントを求めるポスト京都プロセスには断固反対。
- ・ クリーン開発基金の採択を支持。

□ ルクセンブルク大臣（EU議長国）

- ・ 附属書I国は率先して削減する必要。法的拘束力のある一律削減が必要。差異化は目標が弱くなるようなら拒否。主要先進国は大きな目標を持つべき。
- ・ 3+3のアプローチは支持。
- ・ シンクについては、科学的不確実性があり、第1回会議までに慎重な検討が必要。
- ・ 柔軟性に関しては抜け道がないことを確認することが必要。排出権取引については、大幅な削減、強力な国内措置、モニタリング、制裁処置等の整備が必要。
- ・ 途上国に新たな約束を求めることは交渉を阻害。
- ・ 途上国による自発的な努力を促進するための資金メカニズムが必要。

□ サモア（小島嶼国連合）

- ・ 議定書については、①附属書I国は短期・中期的目標を明確に出してほしい。
 - ②法的拘束力のある厳格な制度を遵守してほしい。
 - ③約束見直しのメカニズムを確立してほしい。
 - ④途上国への資金援助を。
- ・ しっかりした措置をとらないと、ごまかしでは明るい未来を期待できない。意味のある合意を。

□ 英国（プレスコット副首相）

- ・ 二酸化炭素排出量を2010年までに20%削減する目標を設定している。
- ・ 最も大切なことは政治的最小限でなく、最大限削減する合意を見出すこと。

□ インド

- ・ 先進国の条約への対応は疑問。
- ・ 平等性が必要。
- ・ 途上国の新たなコミットメントには反対。
- ・ 一人当たりの排出量ベースで考えるべき。

□ ロシア

- ・ 削減は何トンかという附属書I国の総量で行うべき。
- ・ 議定書の目標達成は原子力エネルギーの安全な形での推進にもよる。
- ・ ガスは3種のみ。

□ スウェーデン

- ・ ①科学に基づいた解決、②先進国が責任を全うすること、③信頼性に基づく解決策（目標を空洞化させてはいけない）が重要。
- ・ 吸収源、排出源取引には制限が必要。
- ・ E U バブルを強く支持。

□ オーストラリア

- ・ 排出量の伸びを半分以上カットする。それは一人当たりの排出量 90 年比 4 % 削減を意味する。
- ・ ネット排出量カットのため、土地利用変化及び林業を含むコストエフェクティブな方策を検討している。
- ・ 差異化目標が基本。

□ フランス

- ・ バブルは公正な提案と考える。
- ・ 先進国が模範を示すことが重要。
- ・ 排出権取引、共同実施に対しては、慎重にならねばならない。まずは国内施策から。
- ・ 対策はネットを支持。植林を含む必要がある。Q E L R O s についてはグロスを受け入れ可能。
- ・ 3 ガス。

□ WMO

- ・ 今後科学技術的に、シンクに関する研究、気候監視ネットワーク、水循環に関する研究等が必要であり、これらに関して強力な支持を行っていききたい。
- ・ 途上国の参加も必要。

□ ドイツ

- ・ ドイツでは、今までに 10 % の削減を達成し、2005 年までに 25 % の削減を達成する計画。
- ・ E U としても 2005 年で 7.5 %、2010 年で 15 % の削減予定。
- ・ 途上国は先進国に率先してやってもらいたいと思っており、早期に途上国に対する規制を決めることに反対するのは理解できる。
- ・ 3 + 3 ガスで行うことを望む。
- ・ 共同実施に関しては、先進国間での技術移転を含めて取り組んでいきたい。
- ・ シンクに関しては、知見を十分蓄積してからでよい。
- ・ 排出権取引は、昔減らしたものをそのあとに増やしても良いということになり、反対。

□ UNEP

- ・ I P C C の報告では、気候変動は始まっている。
- ・ 会議では、法的拘束力のある議定書が必要であるが、そのためのリーダーシップが欠けている。5 年前より後退してしまうことを懸念。

□ ブラジル

- ・ 5 年前からの先進国の取り組みには失望。附属書 I 国は、2000 年までに 1990 年

レベルで安定化させると約束したが、それを実施していない。

- ・すべての締約国が、それぞれの温室効果ガスの排出の責任に応じて、差異化された公平な責任を負うべき。
- ・附属書 I 国が自らのコミットメントを実施するまでは、途上国はコミットする必要はない。先進国のコミットメントの遵守が見られたときに、途上国は新たなコミットメントを行う用意がある。

□ 世界銀行

世界銀行は、環境プロジェクトの最大の融資者。GEFを増資して、新エネルギー、再生可能エネルギーの開発、エネルギーの効率化を進めるべき。世界銀行は、更なる取組を行うことが可能。

□ 中国

- ・5年間の先進国の取り組みには失望。先進国は、今世紀末までに90年レベルで安定化という約束を満たしていない。先進国が率先して取り組むべき。
- ・先進国が数値目標の設定に至らず、共同実施、排出権取引を議論しているのは、他国を犠牲にして責任転嫁を図ろうとするもの。
- ・先進国は、ベルリン・マンデートの範囲外のことを提起しているが、途上国に新たな義務を課すことに反対。

□ カナダ

- ・2008年～2012年に3%、2017年までに更に5%削減を予定している。
- ・6つのガスと吸収源に関して取組が必要。
- ・共同実施も必要。
- ・クレジットによる排出権取引が必要。
- ・先進国が努力をしたあと、先進国の協力の上、途上国も規制を受けていくべき。

□ メキシコ

附属書 I の国がイニシアティブをとり、取組を進めなければいけない。メキシコは、天然ガスの導入、エネルギー効率改善、吸収源の増大で、取組を進めている。

□ インドネシア

エボリューション等で途上国を巻き込んでいくことをさけるべき。各途上国はそれぞれ取組を進めているが、能力は限られているため、先進国が途上国に協力すべき。排出権取引は法的に位置づけるべきではない。途上国のコミットは先進国が努力を行い、結果がでてからである。

□ ニュージーランド

- ・90年レベルから5%減を10年以内に達成することは実現可能な現実的なもの。他の先進国もこれを考慮することは有益。
- ・排出権取引、吸収源の考慮を支持。
- ・5日に提起した途上国問題については、途上国の反発は理解できるものの、無視できない問題。

□ 韓国

- ・社会的開発を進めることは権利であり、先進国以外の生活向上の努力を阻止すべきではない。先進国が率先して環境保全の模範を示すべき。
- ・韓国は、エネルギー集約型の産業を進めてきたため、安定化には時間がかかるという事情がある。
- ・すべての国が地球環境保全のための共通の責任のもとに努力する必要があるが、その際、持続可能な開発を目指す個々の国々の権利、状況を認識すべき。

□ ノルウェー

- ・附属書 I 国で、まず政策措置をとるべきだが、そのための効果的インセンティブが必要。
- ・ベルリン・マンデートでの確認をもとに、経済構造、資源基盤といった出発点の違いを考慮すべき。
- ・6 ガス、シンクを含めて厳しい数値目標を設定すべき。
- ・共同実施、排出権取引について検討することは合意すべき。この際、技術的、実践的詳細の検討が必要であり、また、自国で行動をしないということは不適切。

□ オランダ

- ・国際航空燃料への課税制度を提案する。
- ・技術移転に関して、積極的に関与するよう先進国へ呼びかけた。
- ・アメリカがしっかりとリーダーシップをとって、この会議をまとめていかなければいけない。

□ EU

- ・2005 年までに 7.5 %、2010 年までに 15 % 削減しなければならない。
- ・一律削減であって、日米欧は差異化は許されない。
- ・ゴアが完全に譲歩するとは思っていないが、意味ある譲歩を望む。
- ・排出権取引は架空のものになりがちであり、反対。もしやるのであればモニタリングと制裁の制度が必要。
- ・ベルリンマンデートを支持しており、途上国への義務化はせず、途上国の取組へは協力していくつもりだ。

□ サウジアラビア

- ・途上国に対しコミットするよう求めることは、途上国の成長を衰えさせるのでよくない。発展の権利を妨げる。
- ・先進国は自らの化石燃料に関する税制優遇をやめなければならない。先進国は途上国に技術供与しなければならない。